

市営住宅併設店舗（中田・下和野）公募要項

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 市営住宅併設店舗（中田・下和野）
- (2) 所在地 陸前高田市高田町字中田60番地5 他（2号棟1階）
陸前高田市高田町字下和野1番地2 他（1号棟1階）
- (3) 施設・設備の概要 別紙「仕様書」のとおり

2 使用者が行う業務

- (1) 許可を受けた店舗施設内での運営に関する業務
- (2) 店舗施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他別添「仕様書」に記載する業務

3 貸付の期間

- (1) 初めて使用を許可された事業者は、使用許可開始日から3年
- (2) 継続使用を許可された事業者は、使用継続が認められた日から5年

4 使用者が負担する費用

- (1) 店舗の造作
天井、壁、床、窓等の内装については、使用者の負担により整備願います。
- (2) 広告及び看板設置
使用者の負担となります。
- (3) 衛生設備
トイレ・洗面所等は、店舗ごとに設置されておられません。各自で作りこむ必要があります。
- (4) 電気設備
1階電気室の分電盤より、使用者が配線し、照明器具及び電源差込口等を設置してください。
- (5) 給排水設備
ガス設備、空調設備は用意しておられません。入居者の負担により設置してください。

(6) 復旧費

期限満了等で店舗を返還する場合は、現況復旧に係る費用は、使用者の負担となります。

(7) その他必要な費用

水道・下水道・光熱費・電話料等は、使用者の負担となります。

なお、次の要件を満たしていること。

※「申込要件」

団体等又はその代表者が次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- (1) 直近の1年分の法人市民税、固定資産税を滞納している者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者、及び暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するおそれがある者
- (4) 宗教または政治を主たる活動とする団体

5 その他の事項

(1) 駐車スペース

【中田団地】及び【下和野団地】ともに敷地内に共同駐車スペースがあります。

(2) その他

住居としての利用はできません。また、犬や猫などのペット類を飼うことは、下和野店舗では不可能です。中田店舗では、事前に市に相談の上、許可を受ければ可能です。

6 提出書類

- (1) 市営住宅併設店舗公募申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（収支予算書を含む）（様式第2号）
- (3) 運営状況を説明する書類

個人の場合

- ア 市区町村長の発行する所得を証する書類
- イ 市区町村長の発行する納税を証する書類
- ウ 営業年数又は経験年数を証する書類
- エ その他市長が必要と認める書類

法人の場合

- ア 定款
- イ 登記簿謄本
- ウ 最近2箇年の決算報告書（直近2年分の書類を用意すること。震災後再開していなかった場合は、震災前の経営状況が分かる書類。新規事業者の場合は除く。）
- エ 県知事及び市区町村長の発行する納税を証する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(4) 市税等納付状況確認承諾書（別紙1）

(5) 注意事項

- ア 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- イ 申請に当たって提出した書類の提出期限後における差替え及び再提出は認めません。
- ウ 提出された書類の内容を変更することはできません。（軽易なものを除く。）
- エ 申請に当たって提出された書類は、返却しません。
- オ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- カ 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格とすることがあります。
 - (7) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - (イ) 申請書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 申請書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - (エ) 申請書類に、虚偽の内容が記載されているもの。

7 提出先及び問合せ先

住 所：〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42 番地 5

所管課：陸前高田市地域振興部商政課商工係 TEL0192-54-2111（内線 434）

メール：shousei@city.rikuzentakata.iwate.jp

8 選定方法

下記「9 選定基準」に基づき書類審査により選定し、選定結果は、申請者に後日通知します。

なお、申請者が併用店舗予定数を上回った場合は、住宅入居者の利便性を第一に考え、申請事業者を業種ごと（日常生活用品、飲食、理美容、福祉・医療など）に分けた後に選定委員会において選考します。

9 選定基準

選定の評価審査項目は、下記のとおりとします。

- (1) 平等利用の確保がされていること。（高齢者・障がい者の使いやすさ等）
- (2) 効率的かつ効果的な管理運営がされること。
- (3) 申請者の規模や能力が十分であること。
- (4) 事業の継続性が見込まれること。
- (5) 地域貢献の意欲が十分であること。（市内の雇用創出への意欲等）

年 月 日

陸前高田市長

様

住 所

団 体 名

代表者名

印

市営住宅併設店舗公募申請書

下記施設の利用者として指定を受けたいので、市営住宅併設店舗公募要項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用申請する施設名称

市営住宅併設店舗（中田・下和野）

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 運営状況を説明する書類

(3) その他使用が必要と認める書類

3 希望する入居場所（別紙配置図を参照し、番号を記載のこと。）

第 1 希 望	
第 2 希 望	
第 3 希 望	

4 担当者連絡先

年 月 日

陸前高田市長

様

住 所

団 体 名

代表者名

⑩

事 業 計 画 書

1 使用申請する施設名称 市営住宅併設店舗（中田・下和野）

2 管理業務の計画 別紙「事業計画書」のとおり。

（必要に応じて別紙として書類を添付すること。）

3 管理業務に係る収支計画 別紙「収支予算書」のとおり。

（必要に応じて別紙として書類を添付すること。）

年 月 日

陸前高田市長

様

所在地
申請者氏名

印

市税等納付（納入）状況確認承諾書

市営住宅併設店舗の交付申請に対する審査のため、市に納付又は納入すべき市税等の納入状況について確認されることを承諾します。

市税等納入状況

※申請日現在、上記申請者の市税等の納付状況を調査願います。

(処理欄に、確認担当者の印をお願いします。)

税 務 課	社会福祉課	建 設 課	都市計画課	水道事業所
※	※	※	※	※
確認月日 月 日	確認月日 月 日	確認月日 月 日	確認月日 月 日	確認月日 月 日

担当課名	税目等	該当なし (課税なし)	現年度分		前年度以前分	
			滞納なし	滞納あり	滞納なし	滞納あり
税 務 課	個人市民税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人市民税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	固定資産税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	軽自動車税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	国民健康保険税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社 会 福 祉 課	保育料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建 設 課	住宅使用料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
都 市 計 画 課	下水道使用料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受益者負担金等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水 道 事 業 所	水道料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(A 4)

(別添) 審査方法及び審査基準等

(1) 審査方法

審査は、応募者から提出された書類に基づき評点方式による選定を行います。

(2) 審査基準

審査区分／評価項目	配点
[運營業務に関する基本的事項]	【50点】 (50%)
1 平等利用の確保	【10点】
(1) 正当な理由がなく施設の利用を拒んだり、また、その利用について差別的取扱いをしたりしないための方策がとられているか。	5
(2) 利用に際し、高齢者や障がい者などに対する配慮はなされているか。	5
2 効率的かつ効果的な管理運営	【20点】
(1) 施設の目的に合致した事業計画か。	5
(2) 利用者に対するサービス向上を図れるか。	5
(3) 運営が継続できる提案内容となっているか。	5
(4) 必要な職員体制はとられているか。	5
3 申請者の規模や能力	【20点】
(1) 申請事業者の経営は安定しているか。	5
(2) 緊急事態時の来客避難について適切な対応が図られるか。	10
(3) 職員研修体制は適切か。	5
[店舗経営及び地域貢献に関する事項]	【50点】 (50%)
1 収入支出の見込み	【30点】
(1) 経費節減及び省エネの工夫が見られるか。	10
(2) 入客予測が適正か。	10
(3) 収支計画は適正か。	10
2 地域貢献の意欲	【20点】
(1) 地域経済の活性化に資する取り組みがあるか。	10
(2) 職員採用に際し、地元雇用を配慮しているか。	10
合 計	【100点】 (100%)

(3) 採点

各評価項目につき選定委員の採点数の合計により最高得点を獲得した者が候補団体となります。